

島根農政事務所交渉  
(全農林労働組合中国四国地方本部松江分会)

1. 開催日時：平成23年2月4日(金) 17:30～18:00(30分)

2. 場所：島根農政事務所別館3階会議室

3. 出席者

島根農政事務所	油井 悦雄	所長
	田中 秀雄	次長
	的場 祥恭	総務課長
	倉橋 悟	総務課課長補佐
	野々村 高美	職員係長

松江分会	伊原 裕安	委員長
	高橋 真也	書記長
	吉田 宏徳	財政部長
	日野 康弘	執行委員
	遠藤 千春	執行委員
	角森 勇	執行委員

4. 議題

- I. 健康安全環境について
- II. 組織・定員・業務運営等について
- III. 超過勤務について

(全農林労働組合中国四国地方本部松江分会提出 別添「要求書」)

5. 議事概要

的場総務課長

それでは本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規程に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告します。

全農林労働組合中国四国地方本部松江分会から提出された要求事項が、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」に定められた要件を満たし、交渉事項とする事項は、要求事項のⅠ-1、Ⅱ-1、Ⅱ-3、Ⅲ-1及びⅢ-2の前段部分とし、その他の事項につきましては、中国四国農政局島根農政事務所の権限外事項及び管理運営事項であることから、要望事項として承るとの整理をいたしました。それを前提として交渉を開始したいと思います。

それでは、所長から回答させていただきます。

油井所長

それでは回答させていただきます。

要求書Ⅰの 1「島根農政事務所における、メンタルヘルス対策に万全を期すこと。」についてであります。

職員の心の健康づくりは、身体健康と同様、職員やその家族にとって重要な問題であり、また、職場において高い志気をもってその能力を十分に発揮し、効率的かつ的確に農林水産施策・業務を推進していく上で重要であります。

しかしながら、近年、行政や農林水産施策を取り巻く環境が変化していく中、業務の質的・量的変化等により職場環境についても一段と厳しさを増したことに加え、職員が個々に抱える事情も相まって、心の不調を訴える職員が近年増加し憂慮しています。

このようなことから、農林水産省は、平成22年11月に、①心の健康の保持増進、②心の不健康な状態への早期対応、③円滑な職場復帰と再発の防止の3つの対策を柱とする「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」を制定しました。

当事務所においても、この指針の下、職員の心の健康づくりの推進に努めて参ります。

また、農林水産省共済組合では、24時間、電話で心身の健康に関して相談のできる「健康電話相談」を導入しています。全国約150ヶ所以上で、直接メンタルヘルス・カウンセリングのできる面接相談窓口を設置しております。無料でもありぜひ活用して頂きたい。また、関連する情報が、毎日見る掲示板に掲載された場合も、部課長会議等で職員の皆さんにもお知らせするよう指示していきたい。

なお、事務所としては、メンタルヘルスの予防等のため、職員及び管理監督者を対象に12月7日に「研修会」を実施し、メンタルヘルスに関する基礎知識の習得と情報提供を行ったところです。

メンタルヘルス対策は、職場におけるストレス要因の軽減、早期発見・早期治療が大切であることから、各管理職に対し常日頃から気配り・目配りするなど職員に関心をもって接し、相談しやすい環境づくりに努めるよう指導しているところです。

今後とも上司と職員とのコミュニケーションを大切にし、職員の心身の健康の保持増進に努めて参りますが、上司に加え、先輩・同僚による気配り、目配りも大切でありますので、上司、同僚を問わず職員間の健康状況に気を付けて頂き、お互いに早期発見へのご努力をお願いします。

Ⅱの1「島根農政事務所における、戸別所得補償制度、米トレーサビリティ制度等新たな業務の円滑な推進に向け、各課連携等を含めた実効ある応援体制の整備に万全を期すこと。」についてであります。

来年度実施される農業者戸別所得補償制度は、本年のモデル対策で実施した米以外に、畑作物が追加され、新たに加算措置や関連対策が加わるなど、今年度を上回る業務量が想定されます。

また、米トレーサビリティ制度についても、昨年10月1日の「トレーサビリティ部分」の施行に続き、本年7月1日からは「産地情報伝達部分」が施行されることとなっていることから、これについても業務量の増加が予想されます。

このようなことから、これら業務の円滑な推進に向け、所内の応援態勢の確立・非常勤職員の雇用の検討等を行い、平成23年度を見据えた業務運営方針を策定して参りたい。

また、農業者戸別所得補償制度については、事務所と県、JA及び市町村等と連携が大切であることから、関係団体に要請をしていきたい。

Ⅱの3「次年度組織改編において示されている地方農政事務所の廃止とセンター化については、職員の勤務条件に大きく関することから、島根農政事務所における改編後の体制等について、職員の理解が得られるよう丁寧な説明を行うこと。」についてであります。

再編後の業務等について、職員の皆様には大変ご心配なりご不安を抱かれていることと思ひますし、昨年、業務再編が先送りとなったことで心配されていると思ひます。組織再編に係る状況等については、1月17日の毎日見る掲示板に掲載されたところですが、それ以外、新たな情報を得ていません。新たな業務を含めた今後の体制等に係る情報等があれば職員の皆さんに丁寧に説明して参りたい。

Ⅲの1「島根農政事務所における、超過勤務の事前命令の徹底と超過勤務縮減対策の実施とその実効性を高めるため、日頃から管理者と職員間のコミュニケーションを十分に図ること。」についてであります。

超過勤務の縮減については、これまでも部課長会議等において、勤務時間外の業務が真に必要なか十分に精査するなど、事前命令の徹底を図るよう指導しているところです。

また、島根農政事務所超過勤務縮減対策委員会においても、これまで進めてきた取り組みの検証を行い、更なる縮減に取り組んでいるところであります。

本年度の超過勤務については、戸別所得補償モデル対策、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫への対応などで増えた部所もありましたが、昨年に比べ全体的に減少しています。

2月、3月についても、不要・不急の超過勤務はなくすよう努めていきます。

今後も業務の平準化を図るなど、更に工夫して縮減に向けて取り組む必要があるわけですが、特定の職員に超過勤務が多くなる面もあることも事実です。超過勤務縮減に向け職

員の皆様の理解と協力が不可欠であることから、管理職に対し、日頃から職員とのコミュニケーションを図り、現状の把握と超過勤務縮減に努めるよう指導して参りたい。

Ⅲの2の前段「超過勤務命令に即した手当は全額支給する」であります。

国家公務員の超過勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ぜられたとき、この命令に従って行われるものであり、超過勤務命令に従い勤務した時間に対しては、超過勤務手当が支給されることとなっています。

以上です。

○伊原委員長

私の方からは、3点伺いたい。

1点目は、メンタルヘルスについてです。

管理職だけでなく周りの人が気づいてあげられる体制が必要だと思いますし、職員間でも意思疎通が大切ではないでしょうか。

職員が知識をもって対応するためにも、研修会を年間を通して何回かやってもらいたい。そのことによりフォローができるのではないかと。

2点目は、組織定員についてです。

1月の掲示板の第9回労使意見交換会の中で、定員削減として640名の削減数が示されている。

心配しているのは、7月に組織改編をしていくのであれば、これから体制を考えていかなければ間に合わないのではないかと職員が危惧している。

意見交換会など職員の労働条件に関わるものについては、掲示板だけでなく管理職等から説明をしていただきたい。また、担う仕事の内容については示されているが、推進体制については示されていないので、分かった時点で職員へ丁寧に説明していただきたい。

3点目は、超過勤務についてです。

サービス残業が無いように努めて頂きたい。

超過勤務命令を出していない者は、帰るよう指導すべきではないかと。

○高橋書記長

私の方からは、2点伺いたい。

1点目は、意見交換会の内容のノーツ掲載について、職員に周知されていると思うが、今後は、管理職等から掲載の事実だけでなく、概要を説明して頂きたい。このような掲示

板の連絡だけでない丁寧な説明により職員から意見を拾うようにしてほしい。

今後も中央での意見交換会が実施されると考えるが、組織再編等スケジュールなどが明らかになった時点で、また説明して頂きたい。

2点目は、戸別所得補償制度の本格実施についてですが、導入スケジュールに合わせた人員配置について、必要な人員は事前に把握し、それに見合った対応をお願いしたい。

所長

委員長が質問された事項について回答します。

1点目のメンタルヘルスの研修については、年に数回できるよう総務課長と相談し実施する方向で検討する。

2点目の組織定員要求については、掲示板に予算と定員が示されていたところですが、それ以外については、また分かりしだい丁寧に説明していきたい。

3点目の超過勤務については、ご存知のように水曜日は農林水産省、金曜日は全省庁の定時退庁日となっていることから、巡回をし、定時退庁を呼びかけているところです。今後とも引き続き呼びかけていきたい。

また、普段の日でも課長に超過勤務者以外の者は退庁を促すよう指導を徹底させたい。

書記長からの質問事項について回答します。

意見交換など、ノーツ掲載の内容については、掲載の事実にあわせて、概要を説明するようにしていきたい。また、意見等は、課長経由で上げて頂きたい。

戸別所得補償の対応については、1年間のスケジュールを把握し職員を配置することは難しいが、担当とも相談して、臨時職員を活用するなど必要な対応を行っていきたい。また、必要に応じ、全職員に応援の声かけをするなど、本年度同様の対応をしたい。

島根農政事務所長  
油井悦雄 殿

全農林労働組合中国四国地方本部松江分会  
委員長 伊原裕安



## 要 求 書

農林水産省では、食料自給率の向上や多面的機能の発揮に向け、戸別所得補償制度の本格実施、農業・農村の6次産業化の推進など、食料・農業・農村基本計画に基づく各施策を一体的に推進しています。この政策転換には、中央・地方が一体となって農林水産行政を推進することが一層重要となっています。

そのような中であって、次年度の組織定員改正では地方農政事務所の廃止と、センター化による縮小が盛り込まれるなど、地方における農林水産行政サービスの提供にも支障を来すことが懸念されます。

こうした情勢の中私たちは、職場での切実かつ喫緊の課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

貴職におかれましては、国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進と私たちの雇用・労働条件を確保する観点から、下記事項の実現に向けて最善を尽くされるよう要求します。

### 記

#### I 健康安全環境について

1. 島根農政事務所におけるメンタルヘルス対策に万全を期すこと。
2. 人間ドックの自己負担の更なる軽減を図ること。

#### II 組織・定員・業務運営等について

1. 島根農政事務所における、戸別所得補償制度、米トレーサビリティ制度等新たな業務の円滑な推進に向け、各課連携等を含めた実効ある応援体制の整備に万全を期すこと。
2. 島根農政事務所における、業務の円滑な推進に向け、臨時職員の任用や庁費の予算の確保について上部に要請すること。
3. 次年度組織改編において示されている地方農政事務所の廃止とセンター化については、職員の勤務条件に大きく関わることから、島根農政事務所における改編後の体制等について、職員の理解が得られるよう丁寧な説明を行うこと。

#### III 超過勤務について

1. 島根農政事務所における、超過勤務の事前命令の徹底と超過勤務縮減対策の実施とその実効性を高めるため、日頃から管理者と職員間のコミュニケーションを十分に図ること。
2. 超過勤務命令に即した手当は全額支給するとともに、必要な予算の確保については上部に要請すること。

以上